

指針作成に関する内部協議要旨

指針の役割はどこにあるのか。条例、規則、逐条解説、マニュアルがそろっている中で、この位置づけは何になるのか。

- ・対応指針の位置づけについては、行動の基本原則として職員は特定要求行為や違法行為等の発見などに対してどういう行動をとらなければならないのかということ意識の中に構築しなければいけないこと、具体的には物証、物件、事案に当たった時にはマニュアルを見るなりして行動することとし、この辺はかなり本人の意識の中に確立し構築しておいてくださいというような位置づけにした。
- ・マニュアルというのは現場に即したものであり、指針の位置づけというのはマニュアルに対して行動の基本原則で、原則論を表現していくという位置づけにしないと規則だとか、逐条解説との位置関係があいまいになると思われる。
- ・マニュアルを見なくても、対応指針を見ればどう対応していくのかこれを見て分かるという位置づけで作っているところである。

基本的には、条例、規則をベースにこの対応指針が作られているのか。

- ・マニュアルの基本的な部分を指針としてまとめている。
- ・条例、規則とは、表現も異なっている部分もあるし、これはあくまでも職員向けの指針というような考えになるから、噛み砕いているところもあり、条例規則に沿っている部分もある。 条例、規則よりももう少し分かりやすくしていこうという意識がある。

条例 12 条に審査の報告というのがあるのだが、この辺は直接職員がする行為でもないから、乗せなかったことになるのか。

- ・具体的に職員が行動する原則としては、するものではないからあえてこの対応指針には載せていない。盛り込みだすと逐条解説に寄り添っていくことになるし、職員が直接処理を進めて行く内容を表現している。

この指針の中身は条例に沿った内容のような感じがするが、これは時代に応じて変わるものか。

- ・特定要求、不当要求の対象が変わる可能性があれば考えられる。
- ・指針を作っても実際職員はマニュアルの中で理解していくのだろうし、条例自体をそれで職員が本当に理解して、現実的な対応が出来るようにしてほしいと思う。
- ・民間では会社の理念として顧客に対してどういう対応するのか。コンプライアンスをどうしていくのかということも、ほとんどマニュアルになってしまっている。マニュアルにはシンプルにどういう行動パターンでいくかということを挙げている。国やなんかのレベルでいう対応指針というのは、法律的な改正があった時にそれに対する指針が出たときには、逐条解説的な非常に細かい解説になっている。